

育成就労制度では 講習の受講が義務付けられます

制度開始前の **今**、受講することをおすすめします。



今のうちに受講すれば、新制度の**講習が免除**されます！

技能実習制度では、技能実習指導員及び生活指導員には養成講習の受講義務はありませんでしたが、育成就労制度では、これに対応する育成就労指導員及び生活相談員について、育成就労法、入管法、労働法などの知識を十分に得た上で適切に業務に従事するため、養成講習の受講が義務付けられています。

また、企業単独型の技能実習に対応する、単独型育成就労実施者においても監査が義務付けられ、当該監査を担当する者は養成講習の受講が必要です。

経過措置として、技能実習制度における養成講習を過去3年以内に受講した者であれば、育成就労制度の養成講習を受講したものとみなされます。これにより、育成就労制度における各役職に就くことができます。

施行前に技能実習制度の養成講習を受講していれば、経過措置の対象となります



監理・監査担当者向け

監理責任者等講習

受講対象
監理支援責任者
監理型育成就労の外部監査人
単独型育成就労の監査人



詳細はこちら▶



受入企業担当者向け

技能実習責任者等講習

受講対象
育成就労責任者



詳細はこちら▶



受入企業担当者向け

技能実習指導員講習

受講対象
育成就労指導員



詳細はこちら▶



受入企業担当者向け

生活指導員講習

受講対象
生活相談員



詳細はこちら▶

※各役職に就くためには、講習受講以外にも選任要件が定められています。
それぞれの選任要件については育成就労制度の運用要領等をご確認ください。

参加無料
(事前申込制)

無料オンラインセミナー開催！

育成就労制度・特定技能制度の最新動向をわかりやすく解説します。



お申込みはこちら▶

<https://www.wellnet-jp.com/news/ikuseitokuteiseminar/>

